

「児童手当」に関する大切なお知らせ

次回（令和7年2月支給）から支払通知書は原則 **送付されません** ので、支給予定や支給額については以下の内容をご確認ください。

※令和6年10月1日から児童手当法等の一部が改正されました。
今回が新制度の初回支給となりますので同封の支払通知書の記載内容をご確認ください。

1 令和6年度支給予定について

支給日	対象月
令和6年12月 10 日（火）	10～11月分
令和7年 2月 10 日（月）	12～1月分
4月 10 日（木）	2～3月分
6月 10 日（火）	4～5月分
8月 8 日（金）	6～7月分

※原則偶数月の10日
(2, 4, 6, 8, 10, 12月)
ただし、10日が土日祝日の
場合にはその前日となります。

※ 支給予定は、広報とみさとやホームページでも発信する予定です。

2 支給額について

・令和6年度（令和7年8月支給分まで）の各期の支給額は、原則として同封の**支払通知書の金額**となります。支払通知書をご確認ください。

ただし、年度の途中で出生や年齢到達（3歳、18歳年度末等）があり、額の改定が発生する場合は別途**額改定通知書**を送付しますので、金額をご確認してください。

・支給額は、振込先に指定した口座を記帳し、確認してください。

※振込先口座の情報や支給額は個人情報となりますので、電話等でのお問合せにはお答えできませんのでご注意ください。

・令和7年度以降も原則、**年度の初回支給時（10月支給）のみ**、支払通知書を送付します。

3 問合せ先